

令和8年3月17日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	フジ交通株式会社（法人番号：7021001001887） 代表者 大澤 伊知郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県藤沢市辻堂元町4-9-28 (本社営業所) 神奈川県藤沢市辻堂元町4-9-28
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月27日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 点呼記録の記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3) 輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年3月17日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社東タクシー（法人番号：7050002032195） 代表者 緑川 貞幹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県高萩市東本町2-90 （本社営業所） 茨城県高萩市東本町2-90、91
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月29日及び令和7年8月6日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年3月17日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	高萩タクシー株式会社（法人番号：6050001024021） 代表者 緑川 貞幹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県高萩市春日町1-14 (本社営業所) 茨城県高萩市春日町1-14
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月29日及び令和7年8月6日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2) 報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年3月17日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	山梨交通株式会社（法人番号：3090001002199） 代表者 雨宮 正英
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県甲府市飯田3-2-34 (鰍沢営業所) 山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢1519
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年2月17日、労働局からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)